

地震情報で発表する震度の地域名称と震央地名の一部見直しについて

地震情報で発表する震度の地域名称及び震央地名を、10月2日（月）正午より一部変更します。

気象庁では、震度が観測された地域の名称（以下、震度の地域名称）と、震源の場所を示す名称（以下、震央地名）を地震情報等で発表しています。内陸については、震度の地域名称と震央地名を共通の区域とし、海域の震央地名については、緯度・経度線に沿った区分としてきました。これらを定めるにあたっては、利用者にとって分かりやすいものとなるよう、適宜見直しを行ってきております。

前回の震央地名変更から3年を経たこと、近年の地震災害の経験を踏まえ、

内陸については、

- ・地域の防災活動に適したものとする
- ・できる限り気象予報で用いる地域細分と合わせる

海域については、

- ・概ね沿岸線に沿った領域とし分かりやすいものとする
- ・地震発生の地理的分布を考慮すること

を基本として見直しを行い、地元自治体等と調整を行った結果、震度の地域名称と震央地名の一部変更を行います。

主な変更内容（詳細は別紙1をご覧ください。）

（1）宮城県の震度の地域名称と震央地名が変わります〔名称・区域の変更〕

現在、宮城県を2分割した「宮城県北部」「宮城県南部」として発表していますが、この区分を細かくして「宮城県北部」「宮城県中部」「宮城県南部」の3分割とします。

（2）気象予報の地域区分に合わせるなど一部の地域で名称が変わります〔名称の変更〕

気象予報の地域細分と共通する区域については原則、震度の地域名称や震央地名を気象予報で用いる名称に合わせます（山梨県、熊本県）。

（3）日本周辺の海域の震央地名が変わります〔名称・区域の変更〕

現在は主に緯線・経線を境界としている海域の震央地名について、地震活動の特徴を考慮した上で、できる限り海溝の向きや府県ごとの海岸線に沿って境界を設定するとともに、名称を見直します。

○変更後の震度の地域名称は別紙2、震央地名は別紙3のとおりです。

[本件に関する問い合わせ先]

気象庁地震火山部地震津波監視課（03-3212-8341 内線 4558）